

人吉・球磨サイクルステーション設置要項

(目的)

第1条 この要項は、自転車を活用した観光振興を推進するために、人吉球磨地域におけるサイクリングをより安心して快適に楽しむためのサポート拠点「人吉・球磨サイクルステーション(以下「サイクルステーション」という。)」の設置に関し必要な事項を定め、自転車を移動手段とする来訪者の利便性を高める環境を整えるとともに、来訪者の増加や地域の賑わいを拡大させ、地域振興を促進することを目的とする。

(設置方法)

第2条 サイクルステーションは、人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)が設置を適当と認める場所の管理者からの申請により、設置する。

(認定要件)

第3条 サイクルステーションは、原則として以下の要件をすべて満たす公共施設や店舗等に設置する。

- (1) サイクリストへの理解やおもてなしの気持ちを持っていること。
- (2) 次のサービス等を全て提供できること。
 - ① 来訪者への観光案内(パンフレットやサイクルマップ等の設置)
 - ② トイレの提供
 - ③ 自動販売機を含む飲料水の提供
 - ④ サイクルスタンドの設置
- (3) サイクリストの利用状況等について、協議会に年2回報告できること。

(申請)

第4条 サイクルステーションを設置しようとする者は、人吉・球磨サイクルステーション設置申請書(様式第1号)を人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会会長(以下「協議会会長」という。)に提出する。

(認定)

第5条 協議会会長は、前条の規定による申請の内容について申請者と協議し、第3条の認定要件を満たすと認めた場合に人吉・球磨サイクルステーション設置認定証(様式第2号)を交付する。

(物品等の貸与及び管理)

第6条 協議会会長は、前条で認定した設置者(以下「設置者という。)」に対

し、サイクルステーションの運営に必要な次の物品を貸与する。

- (1) サイクルステーションの看板及びのぼり
- (2) サイクルスタンド
- (3) 空気入れ
- (4) 自転車用工具
- (5) その他協議会会長が必要と認めたもの

2 設置者は、協議会会長が貸与したサイクルステーションの看板及びのぼりを、来訪者が分かりやすい場所に掲出する。

3 設置者は、協議会会長が貸与した物品の来訪者への貸出しとその管理を行う。

(物品等の支給)

第7条 協議会会長は、第5条で認定した設置者に対し、サイクルステーションの運営に必要な次の物品を支給する。

- (1) サイクルツーリズム関連の広報物
- (2) 観光案内の広報物
- (3) その他協議会会長が必要と認めたもの

(庶務)

第8条 サイクルステーションの庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用)

第9条 第6条及び第7条の規定に基づき貸与・支給された物品以外のサイクルステーションに係る一切の費用については、設置者が負担するものとする。

(その他)

第10条 協議会会長は、設置者が第3条の規定を遵守していない場合、是正の指導を行い、その指導に従わない場合は認定を取消することができる。

2 設置者は、サイクルステーション設置認定を辞退する場合は、協議会会長に書面等で申し出るとともに、貸与・支給を受けた物品等を返却する。

3 この要項に定めるもののほか、サイクルステーションの運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)1月10日から施行する。

この要項は、令和6年(2024年)8月28日から施行する。